

議 長 日程第2「議案第24号令和7年度松田町上水道事業会計予算」を議題といたします。

町 長 町長の提案説明を求めます。

議 長 議案第24号令和7年度松田町上水道事業会計予算。

(総則)第1条、令和7年度松田町上水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)給水戸数、4,503戸。

(2)年間総給水量、10億5,370立米。

(3)1日平均給水量、2,887立米。

(4)主要な建設改良事業、籠場橋配水管耐震化工事、2,504万7,000円。上茶屋送水ポンプ場ポンプ更新工事、413万3,000円。

(収益的収入及び支出)第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款、水道事業収入、1億3,673万6,000円。第1項、営業収益、1億476万6,000円。第2項、営業外収益、3,196万9,000円。第3項、特別収益、1,000円。

支出、第2款、水道事業費用、1億3,673万6,000円。第1項、営業費用、1億3,193万8,000円。第2項、営業外費用、378万8,000円。第3項、特別損失、1万円。第4項、予備費、100万円。

(資本的収入及び支出)第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,684万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填するものとする。))。

収入、第3款、資本的収入、3,020万円。第1項、企業債、3,000万円。第2項、負担金、20万円。

次のページお願いいたします。支出、第4款、資本的支出、8,704万7,000円。第1項、建設改良費、5,156万6,000円。第2項、企業債償還金、1,648万1,000

円、第3項、投資、1,900万円。

（企業債）第5条、企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。起債の目的、上水道事業。限度額、3,000万円。起債の方法、普通貸借または証券発行。利率、年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後については、当該見直し後の利率）。償還の方法、政府その他金融機関の資金については、その融資状況による。ただし、措置期間及び償還期間を短縮もしくは繰り上げ償還または低利に借り換えることができる。

（一時借入金）第6条、一時借入金の限度額は、1,000万円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1）職員給与費、2,642万1,000円。

（棚卸資産の購入限度額）第8条、棚卸資産の購入限度額は、204万3,000円と定める。

令和7年3月4日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは御説明いたします。314ページをお願いします。第5条企業債につきましては、籠場橋配水管免震化工事ほかに係る分に充てるものでございます。

少し飛びまして、328、239ページをお願いします。当初予算内訳書の収益的収入及び支出の収入です。款1、水道事業収益、項1、営業収益、目1、給水収益につきましては、水道使用料、水を売ることにより収益を得る分です。令和6年度の実績と見込みにより、前年度対比7万8,000円、0.1%の減としております。目3、その他営業収益につきましては、給水装置の開始・中止の手数料や他会計負担金としまして、下水道使用料徴収事務負担金等でございます。

項の2、営業外収益、目2、雑収益につきましては、寄簡易水道事業会計から事業委託分の繰入金や加入負担金でございます。繰入金内訳の精査や開発に

伴う加入負担金の見込みにより、前年度に対し増としております。目3、長期前受金戻入につきましては、国や県補助金等の当年度分減価償却の見合い分を収益化したもので、現金の動きはない収益でございます。

330、331ページをお願いします。支出です。水をつくるための費用や日常的な業務委託でございます。款2、水道事業費用、項1、営業費用、目1、原水浄水配水及び給水費につきましては、水源などの施設に係る保守点検等委託料や、動力費、電気料のことでございますが、主なものでございます。前年度に対する増額の主な要因は、電気料の高騰によるものでございます。目3、総係費につきましては、一般事務関係の費用でございます。

332、333ページをお願いします。目4、減価償却費と資産減耗費につきましては、実際の支出は伴いませんが、建設改良費の補填財源として留保されるものでございます。

項2、営業外費用、目1、支払利息につきましては、配水管布設替えなどの事業に対する企業債利息26件分の償還金でございます。目2、消費税及び地方消費税につきましては、水道使用料や加入負担金などの収入に含まれる消費税でございます。

336、337ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入です。これからは4条予算の収支となります。款3、資本的収入、項・目ともに企業債につきましては、籠場橋配水管免震化工事、上茶屋送水ポンプ場ポンプ更新工事等の起債でございます。

項2、負担金。工事負担金につきましては、下水道工事により水道管が支障となる場合を想定して、配水管布設替えの工事の負担金を下水道事業会計より収入するものでございます。

338、339ページをお願いします。支出です。款4、資本的支出、項・目ともに建設改良費の節1、報酬につきましては、水道施設管理をお願いしている会計年度任用職員に支払うものでございます。節21、工事請負費、籠場橋配水管免震化工事につきましては、県が籠場橋の免震工事を行うため、免震性のある配水管にするものでございます。上茶屋送水ポンプ場ポンプ更新工事につま

しては、2つあるポンプのうち片側に不具合が生じていることから更新をする
ものでございます。

目2、固定資産購入費につきましては、量水器の購入費を計上しております。
計量法により8年以内で順次交換をしており、461基分を計上しております。

項・目ともに企業債償還金につきましては、企業債元金17件分の償還金でござ
います。

なお、320ページから326ページにキャッシュ・フロー計算書、損益計算書、
貸借対照表、注記を、340ページ以降に給与費明細書、投資的事業の概要、債
務負担行為に関する調書、企業債明細書を添付しておりますので、後ほど御高
覧いただければと存じます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、打ち切って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

質疑を打ち切りたいと思います。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第24号令和7年度松田町
上水道事業会計予算につきましては、上水道及び寄簡易水道事業会計予算審査
特別委員会を設置し、そこに付託の上、審査することにしたいと思いますが、
御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は上水道及び寄簡易水道事業会計予算審
査特別委員会を設置し、そこに付託の上、審査をすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたしますので、休憩中に委員の選出、正・副委員長の選任
をお願いいたします。決定しましたら、議長まで報告をお願いします。別室で
お願いします。

(13時13分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。(13時15分)

休憩中に上水道及び寄簡易水道事業会計予算審査特別委員会の委員が決定し

ましたので、読み上げます。委員は、議長を除く議員11名です。委員長には寺嶋正君、副委員長には中津川定雄君が決定いたしました。審査をよろしく願います。なお、議長もオブザーバーとして参加させていただきますので、よろしく願います。